

## 【総務課・少子化総合対策室関係】



## 1. 2019(平成31)年度における社会保障(子ども・子育て)の充実等について(関連資料1～4参照)

子ども・子育て支援の充実に関しては、「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、2019(平成31)年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分2.17兆円のうちの0.7兆円を充てることとしており、2019(平成31)年度においては、新たに児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や職員配置基準の強化を含む高機能化の推進について盛り込んでいる。

また、消費税財源以外の財源で実施する「質の向上」として、保育士等の2%の処遇改善の実施について、2017(平成29)年度から取り組んでおり、2019(平成31)年度予算案においても引き続き実施していく。

さらに、2019(平成31)年度予算案においては、保育所等における非常勤栄養士の配置促進を実施することとしている。

これらにより必要となる地方負担については、地方財政措置が講じられるものであり、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

## 2. 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業については、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて、その体制整備・事業実施を推進いただいているところであるが、2019(平成31)年度予算案では、放課後児童クラブ等の拡充を含め、計画を踏まえた「量的拡充」及び「質の向上」などを実施するための経費として、1,304億円を内閣府において計上しているところである。

本年度の子ども・子育て支援交付金の執行状況をみると、必ずしも計画どおりに進捗していない事業も見受けられることから、市町村におかれては引き続き積極的な取組をお願いしたい。また、都道府県におかれても、必要な予算を確保いただくなど円滑な事業の実施に向けた支援をお願いしたい。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施に要する経費に対する国の補助については、「子ども・子育て支援交付金の交付について」(平成28年7月20日府子本第474号)により行ってきたところであるが、本交付要綱において定めている国庫補助基準額を下回る金額により、民間法人等に対する補助等を行っている事例も見受けられるところである。補助額は、事業に従事する職員の人件費をはじめとした事業の実施体制に大きく影響を与えるものであり、各地方公共団体において適切な対応をお願いしたい。

### 3. 次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針の改正について（関連資料5参照）

次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、2014(平成26)年11月に告示し、2015(平成27)年4月から適用している。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村等行動計画」という。）を策定することができることとされている。

法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに市町村等行動計画を策定することができることとされている。

指針では、市町村等は、前期計画に係る必要な見直しを2019(平成31)年度までに行った上で2020年度から2024年度を期間とする後期計画を策定することが望ましいとしており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するにあたり、指針の見直しを行うものである。

平成28年改正児童福祉法や新・放課後子ども総合プランの策定など、2015(平成27)年度以降の関連施策の動向の反映を中心に改正作業を行い、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（基本指針）の改正と併せて夏を目途に告示予定であるので、各自治体におかれてはご了知いただきたい。

また、地方公共団体の機関等の特定事業主については、指針に則して、勤務環境の整備等に関する特定事業主行動計画を策定することとされている。指針では、多様な勤務形態が活用されている現状を鑑みて、非常勤職員等も取組の対象とされているので、各機関の実情を踏まえた適切な対応を改めてお願いしたい。

[関連資料：総務課・少子化総合対策室]



## 2019(平成31)年度の消費税増収分の使用について

〈2019(平成31)年度消費税増収分の内訳〉 (公費ベース) 《増収額計：10.3兆円》<sup>(注)</sup>

### ○基礎年金庫負担割合2分の1

(平成24・25年度の基礎年金庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

3.3兆円

### ○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の充実
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・待機児童の解消
- ・介護人材の処遇改善

2.17兆円

### ○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.47兆円

### ○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

4.4兆円

(注)軽減税率制度による減収分は考慮していない。

# 子ども・子育て支援の充実

## I. 子ども・子育て支援新制度の実施

2019(平成31)年度所要額(公費) 6,526億円

- 子ども・子育て支援新制度の推進により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実に努める。

### 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）☆
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）☆

### 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業☆ ・ 延長保育事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業☆
- ・ 病児保育事業☆ ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

（☆は子育て安心プランの取組としても位置づけ）

（参考）子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

< 量の拡充 >

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

< 質の向上 >

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。

## II. 社会的養育の充実

2019(平成31)年度所要額(公費) 474億円

- 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や職員配置基準の強化を含む高機能化等の推進など、質の向上を図る。
- 児童養護施設等の受入児童数の拡大（虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応）

## 2019(平成31)年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	2019(平成31)年度予算案		平成30年度予算額	
		国分	地方分	国分	地方分
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	(注3) 6,526	(注4) 2,985	3,541	6,526
	社会的養育の充実	474	237	237	416
医療・介護サービスの提供体制改革	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17
	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	1,034	689	345	934
	・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	476	337	139	473
	地域包括ケアシステムの構築				
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	824	549	275	724
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	267	434
	医療ICT化促進基金(仮称)の創設	300	300	0	—
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
医療・介護保険制度の改革	国民健康保険への財政支援の拡充				
	・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832	1,664
	・ 保険者努力支援制度等	1,772	1,772	0	1,687
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	900	450	450	246
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	61	57	4	50
	年金生活者支援給付金の支給	1,859	1,859	0	—
合計	21,930	13,528	8,402	18,659	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1,68兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2,19兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の内閣府の処遇改善を行うなど、取組を進めている。

(注4) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注5) 財政安定化基金の積立分160億円を含む(平成30年度の積増しにより国民健康保険制度の改革の実施に必要な積立総額2,000億円を確保済み)。

## 2019(平成31)年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、2019(平成31)年度予算(案)においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充(待機児童解消加速化プランの推進等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)</li> <li>○ 私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%)</li> <li>○ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善</li> <li>○ 研修機会の充実</li> <li>○ 小規模保育の体制強化</li> <li>○ 減価償却費、賃借料等への対応 など</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域子ども・子育て支援事業の量的拡充(地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)</li> <li>○ 社会的養育の量的拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放課後児童クラブの充実</li> <li>○ 病児・病後児保育の充実</li> <li>○ 利用者支援事業の推進 など</li> <li>○ 児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等)</li> <li>○ 児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進</li> <li>○ 児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進</li> <li>○ 民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など</li> </ul>

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について

- 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、2014年11月に告示し、2015年4月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村等行動計画」という。）を策定することができることとされている。
- 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに市町村等行動計画を策定することができることとされている。
- 指針では、市町村等は、前期計画に係る必要な見直しを2019年度までに行った上で2020年度から2024年度を期間とする後期計画を策定することが望ましいとされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するにあたり、指針の見直しを行う。
- 新・放課後子ども総合プランの策定など、2015年度以降の関連施策の動向の反映を中心に改正作業を行い、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（基本指針）の改正と同様のスケジュールを進める予定。

### 参考

○ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

## 参考(続き)

### 第二章 行動計画

#### 第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があるとき、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3～8 (略)

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3～8 (略)

# 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針について

## 次世代育成支援対策推進法の趣旨

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

## 行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

(例) 一般事業主行動計画：計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組を記載

## 地方公共団体行動計画の策定

- ① 市町村行動計画
- ② 都道府県行動計画  
→ 地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等

施策・取組への協力等

## 次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、社会福祉・教育関係者等が組織

## 事業主行動計画の策定・届出

- ① 一般事業主行動計画（企業等）
  - ・ 大企業（301人以上）：義務
  - ・ 中小企業（101人以上）：義務（23年4月～）
  - ・ 中小企業（100人以下）：努力義務一定の基準を満たす企業を認定
- ② 特定事業主行動計画（国・地方公共団体等）



策定支援等

## 次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

